

特記仕様書

1. 業務名：令和8年度 西海岸周辺エリア基本計画検討業務委託（その1）
2. 履行期間：契約の翌日から令和9年3月19日まで
3. 委託概要：西海岸エリアにおいて浦添沿岸部のまちづくり基本計画（素案）の検討を行う。

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、浦添市が発注する「令和8年度 西海岸周辺エリア基本計画検討業務委託（その1）」に適用する。
- (2) 受託者は、発注者に対し、本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定するものとする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者から了承を得なければならない。
- (4) 本業務にあたっては、本特記仕様書及び契約書、関係法令等を遵守し、また土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建設部発行）、各設計基準書などに準じて実施するものとする。

2. 書類の提出

本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、技術者通知書、業務計画書
- (2) 完了時：完了届、納品書、業務成果引渡書、成果品

3. 業務内容

業務概要：

- ① 「西海岸周辺エリア基本構想」に基づき、各短中期プロジェクトについて、具体的な施策内容の事業化に向けた検討を行う。
- ② 各種検討会議や地域との合意形成へ向けた関係者協議について運営支援を行う。

(1) 計画準備

(2) 西海岸周辺エリア基本計画の検討

下記(3)～(6)の各プロジェクトの短中期事業を主に検討を行い、その結果の取りまとめを行う。

(3) 海を活かした産業振興・育成プロジェクトに関する事業化検討

西海岸周辺エリア基本構想に基づき、具体の施策内容の事業化に向けた検討や各種協議、関係者合意形成活動支援等を実施する。

- 1) 個別施設基本計画（素案）の検討
- 2) 事業手法の概略検討
- 3) 概算事業費の試算

(4) 海浜の適正な管理・利活用プロジェクトに関する事業化検討

西海岸周辺エリア基本構想に基づき、具体の施策内容の事業化に向けた検討や各種協議、関係者合意形成活動支援等を実施する。

- 1) 個別施設基本計画（素案）の検討
- 2) 事業手法の概略検討
- 3) 概算事業費の試算

(5) 自然環境の保全・活用・啓発プロジェクトに関する検討

西海岸周辺エリア基本構想に基づき、具体の施策内容の事業化に向けた検討や各種協議、関係者合意形成活動支援等を実施する。

- 1) 個別施設基本計画（素案）の検討
- 2) 事業手法の概略検討
- 3) 概算事業費の試算

(6) 安全・安心環境の整備プロジェクト

- 1) 西洲避難道路の現道接続部の改良に係る調査・検討

西洲避難道路の現道接続部（第5ゲート前）の改良について必要な調査検討を行う。

- 2) 西洲避難道路の現道接続部の改良に係る関係権利者等との協議支援

(7) 各種会議等の運営支援

基本計画の検討にあたり、次のとおり庁内関係課による会議を開催することとし、以下に記載する会議等の運営支援を行う。（会議で使用する資料の作成、会議への出席、議事録の作成等）

項目	回数	備考
庁内検討協議	2回	
庁内検討委員会	1回	
基本計画検討委員会	1回	外部委員有り

(8) 打合せ協議

本業務においては、業務着手時、中間時（2回）、納品時の計4回を予定している。

4. 成果品

成果品については、以下について提出するものとし、様式、表示方法及び編集については別途調査職員と協議の上、提出するものとする。

- ① 業務報告書 (A4 判) リングファイル 1部
- ② 電子データ 一式

5. 資格等

・管理技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格いずれかを有する者かつ沖縄本島内に在住している者でなければならない。

6. 成果品の検査

受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

7. 関係者等との協議

受注者は、関係者等と協議を必要とするときは、誠意をもってこれに当り、議事録等を作成し、この内容を遅滞なく発注者へ報告しなければならない。

8. テクリスへの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日等(以下「閉庁日」という。)を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き 15 日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き 15 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9. 資料の収集

受注者は、業務上必要な資料については、関係官公署、企業等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

10. 現地踏査

受注者は、本業務の道路改良検討区域について、踏査し、地勢、土地利用、排水区界、

道路状況、水路状況など、現地を十分に調査し制約条件を把握しなければならない。

1 1. 打合せ

- (1) 設計業務着手時及び設計業務の区切りにおいて、打合せを行うものとし、その結果を記録し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 打合せの際、受注者が協議事項一覧及び打合せ資料を作成し発注者へ提示する。
- (3) 受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を二部作成し、発注者及び受注者押印した打合せ記録簿を双方一部ずつ保管する。

1 2. 照査

- (1) 受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りが無いよう努めなければならない。
- (2) 受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (3) 受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査しなければならない。
 - ・ 基本条件の確認及び比較検討の方法と内容について
 - ・ 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
 - ・ 計算書(規格, 構造計算書, 容量計算書等)について
 - ・ 成果品の整合性(計算書, 設計図, 設計書, 報告書等)

1 3. その他

上記に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。)は、浦添市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 業務に文献、その他資料を引用した場合、その文献、資料名を明記しなければならない。